

税務・財務相談

Q&A

## 東日本大震災等により被災した 中小企業の復興支援策について 6

小林 由拓 (こばやし ゆきひろ)

小林由拓税理士事務所  
税理士



12月号では、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業、雇用保険給付日数の再延長等の支援策について説明させていただきました。中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業では、福島県において新たに3次公募の受付が平成24年1月10日から31日まで実施されました。今月号では、東日本大震災及び原子力発電所事故により甚大な被害を受けた福島県内の中小企業者等の事業再開や事業再生を支援するために設立された「福島県産業復興相談センター」、「福島産業復興機構」等について説明させていただきます。

### 〔質問〕

震災等により被災した中小企業の復興を応援する最新の支援策にはどのようなものがあるのでしょうか。

### 〔回答〕

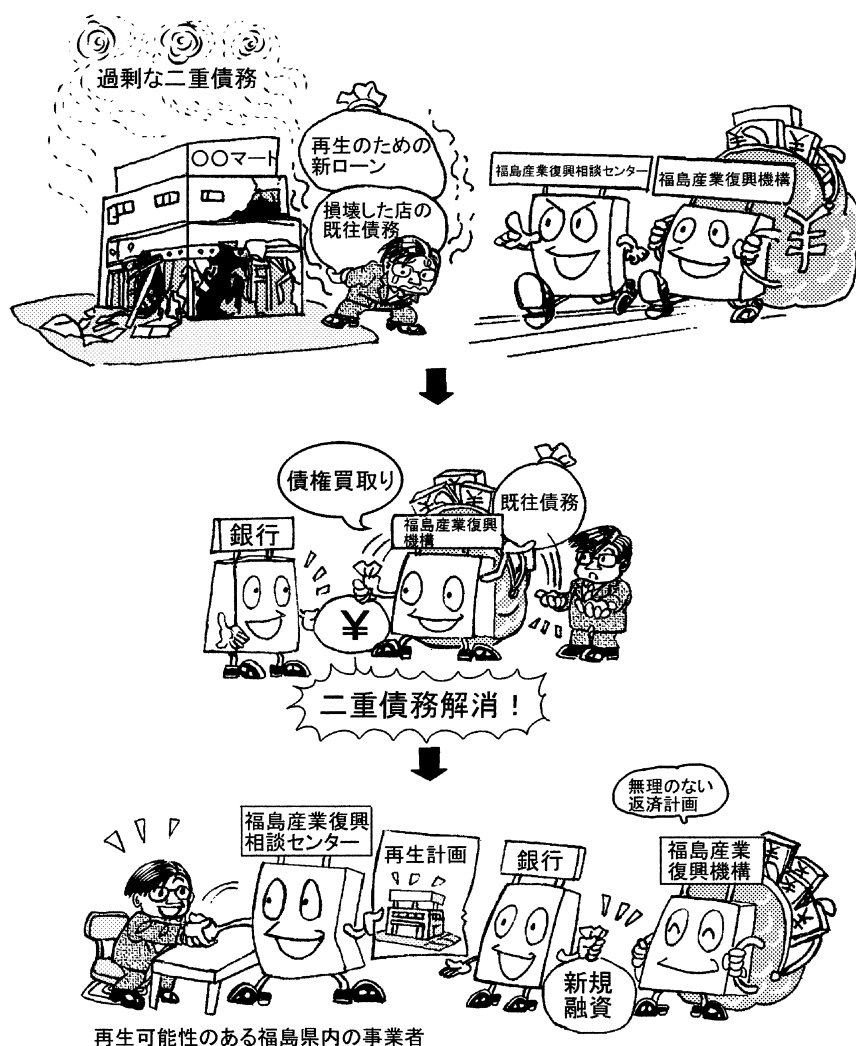
今月号で紹介する被災した中小企業の復興を応援する支援策は、「福島県産業復興相談センター」、「福島産業復興機構」の設立等についてです。それではその内容について説明していきましょう。

#### 1. 「福島県産業復興相談センター」、「福島産業復興機構」の設立等について

経済産業省は、二重債務問題への対応について

「二重債務問題への対応方針」（平成23年6月17日に二重債務問題に関する関係閣僚会合決定）などに基づき、「産業復興相談センター」、「福島産業復興機構」等を県ごとに設立するためにこれまで被災県、地元金融機関等の関係者と協議を重ねてきました。福島県においては、東日本大震災及び原子力発電所事故により甚大な被害を受けた県内の中小企業者等の事業再開や事業再生を支援するために「福島県産業復興相談センター」が設立されることとなり11月29日に福島市で開所式が行われ11月30日から相談受付を開始しました。

福島県産業復興相談センターは、被害を受けた福島県内の中小企業者等の事業再開や事業再生を支援するために、公益財団法人福島県産業振興センターが設置し被災事業者からの相談受付から



具体的な支援まで一貫して行うことを目的としています。また、県内全域からの相談に迅速に対応するため、県内の全商工会議所（10ヶ所）、福島県商工会連合会広域指導センター（4ヶ所）及び全商工会（89ヶ所）に「産業復興相談センター地域事務所」が設置されます。

そして、福島県内事業者の早期再生を支援することを目的とする「福島産業復興機構」が、福島県、地域金融機関及び中小企業基盤整備機構等との共同出資により12月28日に設立されました。「福島産業復興機構」は、「岩手産業復興機構」「茨城県産業復興機構」「宮城産業復興機構」に

引き続き全国で4例目の設立となります。

「福島産業復興機構」は、東日本大震災及び原子力発電所事故により甚大な被害を受けた福島県内の事業者に対する債権の買取等の支援を行うこととしています。「福島産業復興機構」の支援対象は、被災の影響により経営に支障が生じており収益力に比して過大な債務を負っているものの、「福島産業復興機構」が既往債権の買取等を行うことにより、関係金融機関の新規融資が見込まれることとなり、「福島県産業復興相談センター」において再生可能性があると判断された福島県内の事業者となります。「福島産業復興機構」の出資

総額は、独立行政法人中小企業基盤整備機構が8割、県内金融機関及び県等が2割を出資するものとし、設立時の出資約束金額総額は約100億円、実際の所要額に応じて順次必要な出資を行うこととしています。「福島産業復興機構」の運営はあおぞら銀行グループの「福島リカバリ株式会社」が行います。

「福島県産業復興相談センター」、「福島産業復興機構」による支援は、下記の図のようになります。

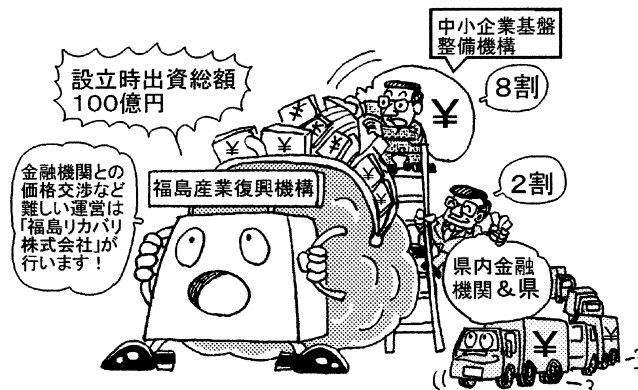
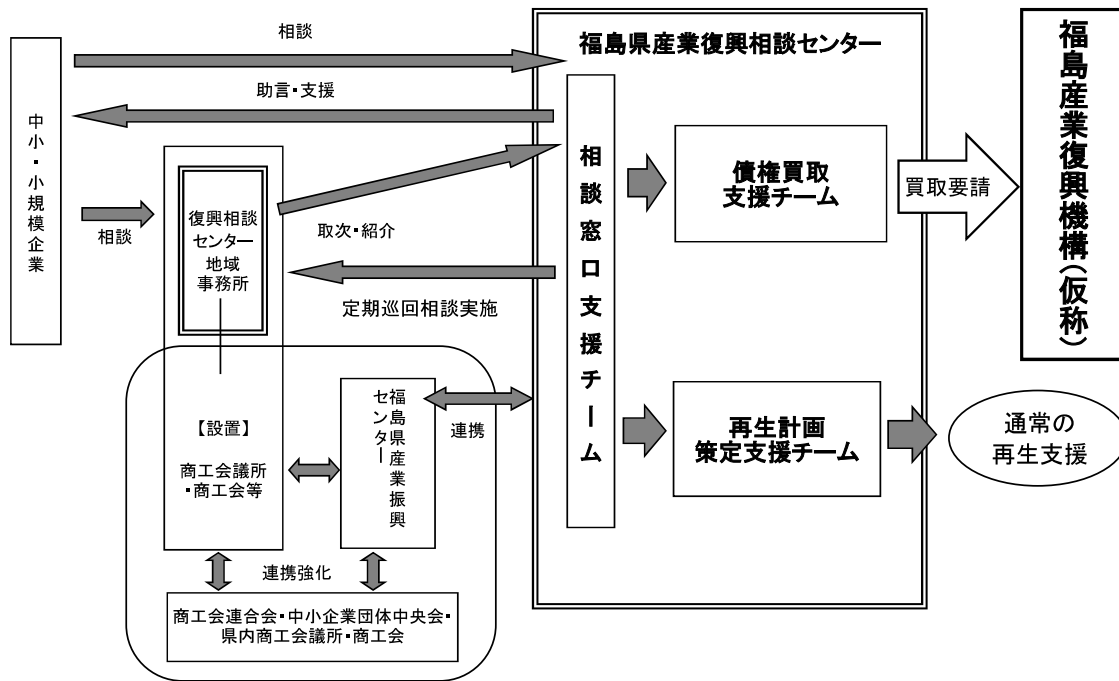
ます。

## 2. 所得税の雑損控除の取扱い見直しについて

所得税の雑損控除の金額については、災害などにより住宅や家財に生じた損失の金額から、保険金、損害賠償金その他これらに類するものによりその損失の金額を補てんされる部分の金額を控除するとされています。

一般的な雑損控除の金額の計算では、平成19年

福島県産業復興相談センターの体制



改正後の被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金（以下「被災者生活再建支援金」といいます。）について、住宅が全壊等された世帯を対象にその被害の程度や住宅の再建方法により支給されるものであることから、これまで税務上は雑損控除の損失の金額から控除するものとして取り扱ってきました。

この税務上の取扱いについて、東日本大震災後の実情などを踏まえ再検討を行いその取扱いを見直し被災者生活再建支援金については、雑損控除の損失の金額から控除しないものと変更することにしました。このことにより今後新たに雑損控除を適用し確定申告書などを提出される方につきましては見直し後の取扱いによることとなります。

また既に東日本大震災に係る雑損控除の損失の金額から被災者生活再建支援金を控除して確定申告書などを提出された方につきましては、この取扱いの見直しにより雑損控除の金額が増加することになり、翌年に繰り越す損失額が増加する場合や所得税が還付される場合があります。この場合の雑損控除の金額の見直しに関する手続きにつきましては、平成23年分の確定申告期間が終了した平成24年5月以降に、雑損控除の金額を見直

す手続きを開始します。

今回の税務上の取扱いの見直しは、東日本大震災後の実情などを踏まえたものですが、平成19年改正後の被災者生活再建支援法に基づき、東日本大震災以外の災害により支給された被災者生活再建支援金についても遡って取扱いを変更することとします。

既に、東日本大震災により住宅などに生じた損失について、平成22年分の申告において雑損控除の適用を受けている方の中には、見直し後の取扱いにより雑損控除の金額を再計算することで翌年に繰り越す損失額が増加する方や所得税額が還付されることになる方もいらっしゃいます。そのような方に対しては、平成24年5月以降に税務署からご案内することとしていますので、平成23年分の確定申告期間中に平成22年分から翌年に繰り越す損失額の見直しを含め、見直し後の取扱いに関する手続きをしていただく必要はありません。

中小企業の復興を応援する最新の支援策について説明させていただきました。事業の復旧・復興のためにぜひご活用ください。

